

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の改正案に関する
意見募集の結果について

令和5年9月25日
国土交通省

令和5年6月16日（金）から令和5年7月15日（土）までの期間において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の改正案に関する意見の募集を行いました。

4件のご意見をいただき、いただいたご意見及びそれに対する考え方を下記のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力を深く感謝申し上げます。

	いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
1	既存建築物の省エネ性能については遡及的な要件が設定されていないが、改修による省エネ基準への適合義務化等の施策を早急に取り決めるべき。	2050年にストック平均でZEH・ZEB水準の省エネ性能を確保することを目指し、既存ストックの省エネ改修を促進することが重要であることから、本基本方針の第3-2.(1)②においても、建築物の所有者等が講ずべき措置として「建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、当該建築物の修繕又は模様替についても検討すること」としております。
2	基準適合義務制度について、案の表現では建築物が非居室のみで構成されていれば制度の対象外となるように読めてしまうため、誤解を生じない表現に改めてほしい。	ご意見を踏まえ、修正しました。
3	住宅性能について、居住者への説明を義務化するとともに、情報を公開してほしい。	令和6年4月から、住宅の販売・賃貸事業者に対し、販売・賃貸時に建築物の省エネ性能に関する情報の表示について努力義務が課せられます。また、令和7年4月（予定）から、建築士に対し、全ての建築物の建築又は修繕等に関して、建築主に対して建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項の説明について努力義務が課せ

		<p>られます。</p> <p>これらの制度の運用により、居住者に対して適切に情報が伝わるよう取り組んでまいります。</p>
4	<p>建築物省エネ法の省エネ基準においては、再生可能エネルギー利用設備による創エネルギーのうち売電分が評価されておらず、誘導基準では創エネルギー分全てが除かれている。誘導基準においても「ZEH」や「ZEB」同様に創エネルギー分を評価すべき。</p>	<p>2050年にストック平均でZEH・ZEB水準の省エネ性能を確保すること、2030年までに新築建築物についてZEH・ZEB水準の省エネ性能を確保することに加え、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指しており、本基本方針においても第12.で目標として記載しているところであり、この目標達成に向けた今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p>